

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

高知県森林資源循環利用促進事業費補助金交付要綱

高知県森林資源循環利用促進事業費補助金交付要綱

第1条～第5条（1） 【略】

第1条～第5条（1） 【略】

第5条

第5条

（2） 次のいずれかの書類

（2） 次のいずれかの書類

ア 県税の納税証明書（全税目のもの）

ア 県税の納税証明書（全税目のもの）

イ 県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）

イ 県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）

第5条（2）ウ～第7条 【略】

第5条（2）ウ、～第7条 【略】

第8条 （1）～（4） 【略】

第8条 （1）～（4） 【略】

（5） 別表第1の事業区分（1）の補助事業により施工した作業道等や同事業区分（4）工種イの補助事業により導入又は改良した機械等を利用して生産される原木は、県内の原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等（以下「県内加工事業者等」という。）へ別表第3及び別表第7の補助の条件に基づき供給しないとき。また、同事業区分（1）の補助事業については、事業完了後、1年以上皆伐に着手しないとき及び4年以内に皆伐が完了しないとき、並びに皆伐が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を完了しないとき。また、同事業区分（1）工種アにおいて、皆伐完了時の路網密度が1ヘクタール当たり おおむね 200メートルを超えたとき。ただし、対象森林の全部若しくは一部が公用、公共用若しくは公益事業の用に供されたとき又は火災、天災その他事業者の責めに帰することができない事由により対象森林の全部若しくは一部が滅失したときは、この限りでない。

（5） 別表第1の事業区分（1）の補助事業により施工した作業道等や同事業区分（4）工種イの補助事業により導入又は改良した機械等を利用して生産される原木は、県内の原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等（以下「県内加工事業者等」という。）へ別表第3及び別表第7の補助の条件に基づき供給しないとき。また、同事業区分（1）の補助事業については、事業完了後、1年以上皆伐に着手しないとき及び4年以内に皆伐が完了しないとき、並びに皆伐が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を完了しないとき。また、同事業区分（1）工種アにおいて、皆伐完了時の路網密度が1ヘクタール当たり 200メートルを超えたとき。ただし、対象森林の全部若しくは一部が公用、公共用若しくは公益事業の用に供されたとき又は火災、天災その他事業者の責めに帰することができない事由により対象森林の全部若しくは一部が滅失したときは、この限りでない。

（6）～（7） 【略】

（6）～（7） 【略】

第9条～第10条 【略】

第9条～第10条 【略】

第11条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事又は所長の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による変更等承認申請書を別表第1の事業区分（1）、（3）及び（4）工種イについては所長に、同事業区分（2）及び（4）工種アについては知事に提出しなければならない。

第11条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事又は所長の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による変更等承認申請書を別表第1の事業区分（1）、（3）及び（4）工種イについては所長に、同事業区分（2）及び（4）工種アについては知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。なお、補助事業の全てを廃止することにより当該補助事業に係る成果が消滅する場合にあっては、当該変更等承認申請書をもって第13条の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。なお、補助事業の全てを廃止することにより当該補助事業に係る成果が消滅する場合にあっては、当該変更等承認申請書をもって第13条の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

（1） 補助事業の中止又は廃止

（1） 補助事業の中止又は廃止

（2） 補助金額の増額

（2） 補助金額の増額及び30パーセントを超える減額

（3） 補助金額の30パーセントを超える減額

（3） 工種又は施設区分の変更、追加及び廃止

（4） 工種又は施設区分の変更、追加及び廃止

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

第 12 条～第 15 条 【略】

(県内発注)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。
- この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第 7 条、第 8 条、第 13 条及び第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 7 日から施行する。ただし、同日前に申請済みの令和 6 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4－9 条、第 11－14 条関係）

事業区分	工種	事業内容	補助事業者
(1) 原木増産推進事業	ア 作業道開設 イ 作業ポイント ウ 集材架線 エ 防護管取付等	原木の生産に必要な作業道開設、作業ポイント及び集材架線の整備等に対する支援 <u>(標準タイプ)</u> 森の工場事業実施計画の承認区域内での実施 <u>(皆伐技術力向上タイプ)</u> <u>林業適地の区域内での実施</u>	<u>(標準タイプ)</u> 森の工場事業実施計画の承認を受けた事業者で県内に事業所を有しているもの <u>(皆伐技術力向上タイプ)</u> <u>皆伐経験の少ない事業者であって県内に事業所を有しているもの</u>
(2) 再造林等支援事業	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備 ウ 下刈り	造林事業又は木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）又は 3 回までの下刈りに対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体
(3) 林地残材等搬出支援事業	林地残材等搬出	林業適地において、再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C 材、D 材又はそれらを破砕したもの）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体

第 12 条～第 15 条 【略】

(新設)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。
- この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第 7 条、第 8 条、第 13 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 7 日から施行する。ただし、同日前に申請済みの令和 6 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(新設)

別表第 1（第 2 条、第 4－9 条、第 11－14 条関係）

事業区分	工種	事業内容	補助事業者
(1) 原木増産推進事業	ア 作業道開設 イ 作業ポイント ウ 集材架線 エ 防護管取付等	特に効率的な施業が可能な森林の区域（森林法施行規則 1 号ロの規定に基づく区域。以下「林業適地」という。）かつ森の工場事業実施計画の承認区域内における原木の生産に必要な作業道開設、作業ポイント及び集材架線の整備等に対する支援	森の工場事業実施計画の承認を受けた事業者で県内に事業所を有しているもの
(2) 再造林等支援事業	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備 ウ 下刈り	造林事業又は木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）又は 3 回までの下刈りに対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体
(3) 林地残材等搬出支援事業	林地残材等搬出	林業適地において、再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C 材、D 材又はそれらを破砕したもの）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体

新 旧 対 照 表

改正後				改正前			
		する支援				する支援	
(4) スマート林業実証等支援事業	ア 先端機械実証データ取得	新しい林業機械の実証データの取得に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの	(4) スマート林業実証等支援事業	ア 先端機械実証データ取得	新しい林業機械の実証データの取得に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの
	イ 作業システム向上実践支援	スマート林業の推進や作業システムの改善による生産性の向上や労働強度の軽減、省力化に必要となる既存機械の改良並びに機械装置及び設備の導入に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの		イ 作業システム向上実践支援	スマート林業の推進や作業システムの改善による生産性の向上や労働強度の軽減、省力化に必要となる既存機械の改良並びに機械装置及び設備の導入に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの

※表中の「皆伐経験の少ない事業者」とは、過去3年間の原木生産量に占める皆伐による生産量が30パーセント以下の事業者を指す。なお、皆伐技術力向上タイプの活用は原則1事業者1回のみとする。

※表中の「選定経営体」とは、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体を指す。

※補助金については、事業区分間で流用してはならない。

別表第2（第2条、第6－7条、第10条関係） 【略】

別表第3（第3条、第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	呼称単位	補助率	補助の条件
原木増産推進事業	皆伐作業に必要な作業道開設、作業ポイント又は集材架線の整備等に要する経費 <u>(標準タイプ)</u> 森の工場事業実施計画の承認区域内 <u>での実施</u> <u>(皆伐技術力向上タイプ)</u> <u>林業適地の区域内での実施</u>	ア 作業道開設	メートル	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額とする。 ア 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 1メートル当たり1,100円以内 イ 幅員3.0メートル以上 1メートル当たり1,500円以内	<ul style="list-style-type: none"> 作業ポイントの整備においては、1箇所当たりの面積が90平方メートル以上であること。 集材架線においては、主索支間長が300メートル以上であること。ただし、2段集材の場合は、主索支間長の合
		イ 作業ポイント	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1箇所当たり55,000円以内	
		ウ 集材架線	メートル	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1メートル当たり600円以内	

(新設)

※表中の「選定経営体」とは、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体を指す。

※補助金については、事業区分間で流用してはならない。

別表第2（第2条、第6－7条、第10条関係） 【略】

別表第3（第3条、第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	呼称単位	補助率	補助の条件
原木増産推進事業	林業適地かつ森の工場事業実施計画の承認区域内における皆伐作業に必要な作業道開設、作業ポイント又は集材架線の整備等に要する経費とする。	ア 作業道開設	メートル	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額とする。 ア 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 1メートル当たり1,100円以内 イ 幅員3.0メートル以上 1メートル当たり1,500円以内	<ul style="list-style-type: none"> 作業ポイントの整備においては、1箇所当たりの面積が90平方メートル以上であること。 集材架線においては、主索支間長が300メートル以上であること。ただし、2段集材の場合は、主索支間長の合
		イ 作業ポイント	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1箇所当たり55,000円以内	
		ウ 集材架線	メートル	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1メートル当たり600円以内	

新 旧 対 照 表

改正後					改正前						
				計距離が 300 メートル以上のとき、合計距離を補助対象とする。 ・H型集材等については主索 2 本の延長全てを対象とする。							計距離が 300 メートル以上のとき、合計距離を補助対象とする。 ・H型集材等については主索 2 本の延長全てを対象とする。
		エ 防護管取付等	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1 箇所当たり 178,000 円以内			エ 防護管取付等	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1 箇所当たり 178,000 円以内		・防護管取付等においては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 20 条に基づき事業者の講ずべき措置等を行うとき、補助対象とする。

- (注)
- 補助事業により生産される原木は、県内加工事業者等にその半数以上を供給しなければならない。なお、対象樹種には広葉樹を含む（ただし、木炭用・椎茸栽培用は含まない。）。
 - 次に該当する場合は補助対象としない。
 - 国及び県の他の補助事業に採択された、又は採択可能な事業。
 - 国有林内の分収造林、請負事業（システム販売を含む。）及び立木販売における事業箇所等で実施するもの。ただし、補助施設を国有林と民有林で兼用する場合であって、民有林の皆伐が過半の場合を除く。
 - 事業完了後、1 年以上皆伐に着手しないもの及び 4 年以内に皆伐が完了しないもの。
 - 工種が作業道開設のとき、当該年度の皆伐実施区域内における 1 ヘクタール当たりの路網密度（当事業による開設及び既設道並びに当該年度の自力による開設の合計を皆伐実施区域内面積で除したもの）が おおむね 200 メートルを超えるもの。
 - 皆伐実施区域の面積が 1 区域当たりおおむね 10 ヘクタールを超えるもの。
 - 作業道の延長はメートル単位とし、小数点以下は切り捨てるものとする。また、集材架線の延長は 10 メートル単位とし、端数は切り捨てるものとする。
 - 補助金額は、工種が作業道開設のとき、路線ごとの開設延長に「補助率等」欄に定める単価を乗じて算出するものとし、当該補助金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 高知県森林作業道作設指針に則り林地崩壊等が生じないよう必要な措置を講じること。その他、関係法令の基準（制限）に沿って実施すること。
 - 皆伐が終了した年度の翌年度から起算して 2 年以内に再造林を完了すること。（要綱第 8 条第 1 項第 5 号）

- (注)
- 補助事業により生産される原木は、県内加工事業者等にその半数以上を供給しなければならない。なお、対象樹種には広葉樹を含む（ただし、木炭用・椎茸栽培用は含まない。）。
 - 次に該当する場合は補助対象としない。
 - 国及び県の他の補助事業に採択された、又は採択可能な事業。
 - 国有林内の分収造林、請負事業（システム販売を含む。）及び立木販売における事業箇所等で実施するもの。ただし、補助施設を国有林と民有林で兼用する場合であって、民有林の皆伐が過半の場合を除く。
 - 事業完了後、1 年以上皆伐に着手しないもの及び 4 年以内に皆伐が完了しないもの。
 - 工種が作業道開設のとき、当該年度の皆伐実施区域内における 1 ヘクタール当たりの路網密度（当事業による開設及び既設道並びに当該年度の自力による開設の合計を皆伐実施区域内面積で除したもの）が 200 メートルを超えるもの。
 - 皆伐実施区域の面積が 1 区域当たりおおむね 10 ヘクタールを超えるもの。
 - 作業道の延長はメートル単位とし、小数点以下は切り捨てるものとする。また、集材架線の延長は 10 メートル単位とし、端数は切り捨てるものとする。
 - 補助金額は、工種が作業道開設のとき、路線ごとの開設延長に「補助率等」欄に定める単価を乗じて算出するものとし、当該補助金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 高知県森林作業道作設指針に則り林地崩壊等が生じないよう必要な措置を講じること。その他、関係法令の基準（制限）に沿って実施すること。
 - 皆伐が終了した年度の翌年度から起算して 2 年以内に再造林を完了すること。（要綱第 8 条第 1 項第 5 号）

新 旧 対 照 表

改正後					改正前				
別表第4 (第3条、第8条関係)					別表第4 (第3条、第8条関係)				
事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件	事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
再造林等支援事業	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)に要する経費。	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備	補助率は、知事が別に定める標準経費の86(90)パーセントから高知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の補助金額(以下「基礎補助金額」という。)を差し引いた額以内とする。 なお、造林事業で査定係数90が適用される場合は標準経費の54(58)パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。ただし、耕作放棄地への人工造林にあっては、標準経費の90パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。 また、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は86(90)及び54(58)パーセントを91(95)及び59(63)パーセントに読み替える。 上記の括弧内の数字は、 <u>造林事業で査定係数180が適用された場合</u> 又は <u>保安林(林業適地)</u> において、 <u>指定施業要件で定められた本数が適用される単価区分により植栽された場合</u> に適用する。	以下のすべてを満たすこと (1)造林事業及び木材安定供給推進事業での採択を受けた者。 (2)低密度植栽であること。 (3)木材安定供給推進事業においては補助率が3分の2で採択されたもの。 (4)林業適地以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること。	再造林等支援事業	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)に要する経費。	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備	補助率は、知事が別に定める標準経費の86(90)パーセントから高知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の補助金額(以下「基礎補助金額」という。)を差し引いた額以内とする。 なお、造林事業で査定係数90が適用される場合は標準経費の54(58)パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。ただし、耕作放棄地への人工造林にあっては、標準経費の86(90)パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。 また、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は86(90)及び54(58)パーセントを91(95)及び59(63)パーセントに読み替える。 上記の括弧内の数字は、 <u>林業適地、特定機能回復事業又は保安林の一部条件</u> において <u>実施した場合</u> に適用する。	以下のすべてを満たすこと (1)造林事業及び木材安定供給推進事業での採択を受けた者。 (2)低密度植栽であること。 (3)木材安定供給推進事業においては補助率が3分の2で採択されたもの。 (4)林業適地以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること。
	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された下刈りに要する経費。	下刈り	補助率は、知事が別に定める標準経費の18%以内とする。	<u>以下のすべてを満たすこと</u> (1)3回までの下刈りであること。 (2)工種ア人工造林での採択を受けたもの <u>又は低密度植栽により植栽されたもの</u> であること。	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された下刈りに要する経費。	下刈り	補助率は、知事が別に定める標準経費の18%以内とする。	(1)3回までの下刈りであること。 (2)工種ア人工造林での採択を受けたものであること。	
(注) 1 人工造林とは、人工林の伐採跡地の再造林及び耕作放棄地への造林のことをいう。 2 付帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)とは、シカ被害防護施設のことをいい、再造林と一体的に行うものに限る。 3 シカ被害防護施設とは、防護ネット及び単木保護のことをいう。 4 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽とする。ただし、 <u>人工造林において</u> 、やむを得ず植栽本数が1ヘクタール当たり2,000本を超える場合は、1ヘクタール当たり2,500本までの植栽に限り、造林事業において1ヘクタール当たり2,000本が適用される標準経費に <u>上乘せする</u> 補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。 5 <u>保安林にあっては、指定施業要件で定められた本数が適用される区分(最大で1ヘクタール当たり3,000本まで)の標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。ただし、指定施業要件が1ヘクタール当たり2,000本以下の場合</u> にあっては、 <u>1ha当たり2,000本の植栽を補助対象上限とし、その範囲内で植栽本数に応じた標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。</u>					(注) 1 人工造林とは、人工林の伐採跡地の再造林及び耕作放棄地への造林のことをいう。 2 付帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)とは、シカ被害防護施設のことをいい、再造林と一体的に行うものに限る。 3 シカ被害防護施設とは、防護ネット及び単木保護ネットのことをいう。 4 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽とする。ただし、やむを得ず植栽本数が1ヘクタール当たり2,000本を超える場合は、1ヘクタール当たり2,500本までの植栽に限り、造林事業において1ヘクタール当たり2,000本が適用される標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。 <u>また、保安林にあっては、指定施業要件で定められた本数が適用される標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。</u> (新設)				

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

6 木材安定供給推進事業は、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱の別表第1「01 体質強化花粉削減」のうち「3 低コスト再造林対策」の事業を対象とする。

7 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。
 なお、林業適地として指定される前の令和5年度以前に再造林が実施された箇所で行う下刈りについては、低密度植栽によらず補助の対象とすることができる。

8 国有林の分収造林地は、林業適地を定める市町村森林整備計画の対象外であるため、当該森林と一体とみなすことができる周辺の森林が林業適地に設定されていることをもって林業適地とみなすことができる。

(注)
 1 チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部や根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材(枝条を含む。)をいう。

別表第5～7（第3条、第8条関係） 【略】

5 木材安定供給推進事業は、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱の別表第1「01 体質強化花粉削減」のうち「3 低コスト再造林対策」の事業を対象とする。

6 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。
 なお、林業適地として指定される前の令和5年度以前に再造林が実施された箇所で行う下刈りについては、低密度植栽によらず補助の対象とすることができる。

7 国有林の分収造林地は、林業適地を定める市町村森林整備計画の対象外であるため、当該森林と一体とみなすことができる周辺の森林が林業適地に設定されていることをもって林業適地とみなすことができる。

(注)
 1 チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部や根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材(枝条を含む。)をいう。

別表第5～7（第3条、第8条関係） 【略】

新 旧 対 照 表

改正後

●高知県森林資源循環利用費補助金交付要綱 様式一覧

	内容	様式
共通様式	交付申請書	別記第1号様式
	宣誓書兼同意書	別記第1号様式 附属同意書
	変更申請書	別記第2号様式
	実績報告書	別記第3号様式
	遂行状況報告	別記第4号様式
	消費税仕入控除報告書	別記第5号様式

事業名	内容	様式				
(1) 原木増産推進事業	交付申請書類	1	-	1	-	1
		1	-	1	-	2
		1	-	1	-	3
	変更申請書類	2	-	1	-	1
		2	-	1	-	2
		2	-	1	-	3
	実績報告書類	3	-	1	-	1
		3	-	1	-	2
		3	-	1	-	3
(2) 再造林等支援事業	交付申請書類	1	-	2	-	1
	附属明細	1	-	2	-	2
	交付決定通知	別記第6号様式				
	施業地一覧表	別記第7号様式				
(3) 林地残材等搬出支援事業	交付申請書類(実績報告)	1	-	3	-	1
	収支予算書	1	-	3	-	2
	収支精算書	3	-	3	-	1
(4) スマート林業実証等支援事業	交付申請書類	1	-	4	-	1
		1	-	4	-	2
		1	-	4	-	3
		1	-	4	-	4
	変更申請書類	2	-	4	-	1
		2	-	4	-	2
		2	-	4	-	3
		2	-	4	-	4
		(削除)				
	実績報告書類	3	-	4	-	1
		3	-	4	-	2
		3	-	4	-	3
		3	-	4	-	4

改正前

●高知県森林資源循環利用費補助金交付要綱 様式一覧

	内容	様式
共通様式	交付申請書	別記第1号様式
	宣誓書兼同意書	別記第1号様式 附属同意書
	変更申請書	別記第2号様式
	実績報告書	別記第3号様式
	遂行状況報告	別記第4号様式
	消費税仕入控除報告書	別記第5号様式

事業名	内容	様式				
(1) 原木増産推進事業	交付申請書類	1	-	1	-	1
		1	-	1	-	2
		1	-	1	-	3
	変更申請書類	2	-	1	-	1
		2	-	1	-	2
		2	-	1	-	3
	実績報告書類	3	-	1	-	1
		3	-	1	-	2
		3	-	1	-	3
(2) 再造林等支援事業	交付申請書類	1	-	2	-	1
	附属明細	1	-	2	-	2
	交付決定通知	別記第6号様式				
	施業地一覧表	別記第7号様式				
(3) 林地残材等搬出支援事業	交付申請書類(実績報告)	1	-	3	-	1
	収支予算書	1	-	3	-	2
	収支精算書	3	-	3	-	1
(4) スマート林業実証等支援事業	交付申請書類	1	-	4	-	1
		1	-	4	-	2
		1	-	4	-	3
		1	-	4	-	4
	変更申請書類	2	-	4	-	1
		2	-	4	-	2
		2	-	4	-	3
		2	-	4	-	4
		2	-	4	-	5
	実績報告書類	3	-	4	-	1
		3	-	4	-	2
		3	-	4	-	3
		3	-	4	-	4

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別記第1号（第4条関係） 【略】

別記第1号（第4条関係） 【略】

第2号（第11条関係）

第2号（第11条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

住 所
補助事業者氏 名

住 所
補助事業者氏 名

年度高知県森林資源循環利用促進事業費補助金変更等承認申請書
(事業区分名)

年度高知県森林資源循環利用促進事業費補助金変更等承認申請書
(事業区分名)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました
補助金について、下記のとおり計画を変更（追加・廃止）したいので、高知県森林資源循環利用促進事業費補助
金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました
補助金について、下記のとおり計画を変更（追加・廃止）したいので、高知県森林資源循環利用促進事業費補助
金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

記

1 変更等の理由

1 変更等の理由

2 補助金交付申請累計額 金 円
(今回増減額 金 円)

2 補助金交付申請累計額 金 円
(今回増減額 金 円)

3 事業変更等計画書

3 事業変更等計画書

4 収支変更等計画書

4 収支変更等計画書

5 変更後の事業完了予定年月日
年 月 日

5 変更後の事業完了予定年月日
年 月 日

※様式一覧を参考に、事業に必要な書類を添付すること。

※様式一覧を参考に、事業に必要な書類を添付すること。

※変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）とを対比し、記入してください。
（変更のない箇所は、対比する必要はありません。）。

新旧対照表

改正後

改正前

別紙1-1-2

別紙1-1-2

収支計画書

収支計画書

1 収入

1 収入

単位：円

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

区分	予算額	備考
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

2 支出

2 支出

単位：円

単位：円

事業区分	予算額	備考
計		

事業区分	予算額	備考
計		

3 添付資料

3 添付資料

- 市町村以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- 見積書、実施設計書等(事業計画書の金額に変更があった場合)
- 県税の納税証明書(県税の納税義務がある場合)又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)
 ※1：高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式
 ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等
 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可とする)、**運転免許番号及び顔写真**は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください
- 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書(第1号様式附属同意書)

- 市町村以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- 見積書、実施設計書等(事業計画書の金額に変更があった場合)
- 県税の納税証明書(県税の納税義務がある場合)又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)
 ※1：高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式
 ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可とする)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください
- 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書(第1号様式附属同意書)

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別紙3-1-2～第7号様式【略】

別紙3-1-2～第7号様式【略】

別紙1-3-1

別紙1-3-1

年度 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金((3)林地残材等搬出支援事業) 内訳書

年度 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金((3)林地残材等搬出支援事業) 内訳書

番号	対象森林						森林所有者の住所及び氏名	樹種	林齢	皆伐面積 (ha)	分類 (C材・D材)	チップ等 端材搬出量 (t)	補助事業費 (実行経費) (円)	補助金額	森の工場名	出荷先 事業所名	再造林の内容(予定)				備考											
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班											植栽 実施期間	樹種	植栽本数 (ha当たり)	コンテナ使用 の有無												
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
											C材																					
											D材																					
計											C材																					
											D材																					
合計																																

- (注)
- 「面積」は、小数点3位以下切り捨て小数点2位止めとしてください。
 - 「チップ等端材搬出量(t)」は、小数点1位以下切り捨て整数止めとしてください。
 - 「補助事業費」に要綱第4条に定める消費税仕入控除税額等がある場合は「備考」欄に金額の内数として記載してください。
 - 「補助金額」は、円未満を切り捨てとしてください。
 - 皆伐を実施する森林の所在が確認できる図面(1/5,000)を添付してください。
 - 実績報告の際には搬出量を確認することができる資料(仕切書等の写し)を添えてください。
 - 森の工場外からの搬出については、森の工場名の欄は記載不要です。
 - 山土場で破砕したものを搬出した場合については、備考欄に「破砕材」と記載してください。

別紙1-3-2【略】

番号	対象森林						森林所有者の住所及び氏名	樹種	林齢	皆伐面積 (ha)	分類 (C材・D材)	チップ等 端材搬出量 (t)	補助事業費 (実行経費) (円)	補助金額	森の工場名	出荷先 事業所名	再造林の内容(予定)				備考		
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班											植栽 実施期間	樹種	植栽本数 (ha当たり)	コンテナ使用 の有無			
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
											C材												
											D材												
計											C材												
											D材												

- (注)
- 「面積」は、小数点3位以下切り捨て小数点2位止めとしてください。
 - 「チップ等端材搬出量(t)」は、小数点1位以下切り捨て整数止めとしてください。
 - 「補助事業費」に要綱第4条に定める消費税仕入控除税額等がある場合は「備考」欄に金額の内数として記載してください。
 - 「補助金額」は、円未満を切り捨てとしてください。
 - 皆伐を実施する森林の所在が確認できる図面(1/5,000)を添付してください。
 - 実績報告の際には搬出量を確認することができる資料(仕切書等の写し)を添えてください。
 - 森の工場外からの搬出については、森の工場名の欄は記載不要です。
 - 山土場で破砕したものを搬出した場合については、備考欄に「破砕材」と記載してください。

別紙1-3-2【略】

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別紙 3 - 3 - 1

別紙 3 - 3 - 1

収支精算書

収支精算書

(1) 収入の部

(1) 収入の部

(単位:円)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
県補助金				
実施主体負担金				
その他				
計				

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
県補助金				
実施主体負担金				
その他				
計				

(2) 支出の部

(2) 支出の部

(単位:円)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
計				

区分	予算額	精算額	差引き増減	備考
計				

(3) 収支精算

(3) 収支精算

(単位:円)

(単位:円)

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算 補助金額	既受領 補助金額	差引き補助金 未受領額

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算 補助金額	既受領 補助金額	差引き補助金 未受領額

(4) 添付書類

精算額の内訳が分かる資料等
事業実施後の現地状況が分かる写真

(4) 添付書類

精算額の内訳が分かる資料等

1 - 4 - 1 【略】

1 - 4 - 1 【略】

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別紙1-4-2

別紙1-4-2

収 支 計 画 書

収 支 計 画 書

1 収入 単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

1 収入 単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

2 支出 単位:円

事 業 区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
		1 事業の内訳 のとおり
計		

2 支出 単位:円

事 業 区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
		1 事業の内訳 のとおり
計		

3 添付資料

- (1) 市町村以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (2) 見積書、実施設計書等(事業計画書の金額に変更があった場合)
- (3) 県税の納税証明書(県税の納税義務がある場合)又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等

(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可とする)、運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください

- (4) 税外未収金債務等に係る誓約書兼同意書(別紙1号様式附属同意書)

3 添付資料

- (1) 市町村以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (2) 見積書、実施設計書等(事業計画書の金額に変更があった場合)
- (3) 県税の納税証明書(県税の納税義務がある場合)又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可とする)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください

- (4) 税外未収金債務等に係る誓約書兼同意書(別紙1号様式附属同意書)

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別紙 2 - 4 - 1

事業変更等計画書

1 事業の内訳

単位：円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費 (消費税込)	補助対象経費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
計												
計												
計												
合 計												

- (注)
- 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 - 1申請で2件以上の導入又は改良を実施する場合は、導入又は改良ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。
 - 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「-」で表示されている物については、別紙2-4-3を設け、1件(単品目)ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 - 「工期」欄は、着手は発注等予定年月日を、完成は購入等予定年月日を記入してください。
 - 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙2-4-4を提出してください。
 - 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)を提出してください。
 - 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(下段括弧書き)とを対比し、記入してください(変更のない箇所は、対比する必要はありません)。

別紙 2 - 4 - 1

事業変更等計画書

1 事業の内訳

単位：円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費 (消費税込)	補助対象経費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
計												
計												
計												
合 計												

- (注)
- 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 - 1申請で2件以上の導入又は改良を実施する場合は、導入又は改良ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。
 - 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「-」で表示されている物については、別紙2-4-3を設け、1件(単品目)ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 - 「工期」欄は、着手は発注等予定年月日を、完成は購入等予定年月日を記入してください。
 - 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙2-4-4を提出してください。
 - 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)を提出してください。
 - 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(括弧書き)とにより変更前と変更後との内容を対比してください(変更のない箇所は、2段書きの必要はありません)。

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別紙2-4-2

別紙2-4-2

収 支 変 更 等 計 画 書

収 支 変 更 等 計 画 書

1 収入 単位:円

1 収入 単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

2 支出 単位:円

2 支出 単位:円

事 業 区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
		1 事業の内訳 のとおり
計		

事 業 区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
		1 事業の内訳 のとおり
計		

変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)とを対比し、記入してください(変更のない箇所は、対比する必要はありません。)

変更箇所について、変更前(上段括弧書き)と変更後(裸書き)とにより変更前と変更後の内容を対比してください(変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。)

3 添付資料

3 添付資料

- (1) 変更見積書、設計書、図面等(変更内容の分るもの)
- (2) 利用計画等(別表第1の事業区分(4)のイ(別紙2-4-5)の場合に限る。)

- (1) 変更見積書、設計書、図面等(変更内容の分るもの)
- (2) 利用計画等(別表第1の事業区分(4)のイ(別紙2-4-5)の場合に限る。)

別紙2-4-3～別紙2-4-4【略】

別紙2-4-3～別紙2-4-4【略】

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

(削除)

別紙 2 - 4 - 5 (スマート林業実証等支援)

作業システム向上実践支援

第 1 事業の内訳

工種又は施設区分	タイプ	導入・改良	導入・改良機械等			事業量 (台、式等)
			名称	型番等	規格	
計						

(注) 1 「工種又は施設区分」欄は、概要網別表 3 に定める工種又は施設区分ごとに記入してください。
2 「タイプ」欄は、「原木生産型」か「造林・保育型」のいずれかを記入してください。

第 2 利用計画

単位：台・ha・m³・%

区 分	導入・改良機械等 名称	台数	利 用 計 画				年間利 用日数 (日)	備 考	
			区分	現 在		将 来 (目 標)			
				原木生産量 又は 造林等面積	原木生産量 又は 造林等面積	うち県内			割合
導入・改良に 係る部分	(現在) (将来) 第1 事業の内訳 のとおり		主伐						
			間伐						
			計						
そ の 他			主伐						
			間伐						
			計						
合 計			主伐						
			間伐						
			計						

(注) 1 「導入・改良に係る部分」の欄には、事業により導入・改良される機械等を使用する作業班(現場＝民有林)の計画量等を記入してください。
2 「現在」の「原木生産量 又は 造林等面積」の欄は、直近 3 ヶ年平均実績を記入してください。
3 「将来」の「原木生産量 又は 造林等面積」の欄は、導入年度の翌年から 3 年後の年間計画量を記入してください。
4 【原木生産型】は原木生産量10%以上増加、【造林・保育型】は造林等面積(造林・保育等作業面積)10%以上増加する計画としてください。
なお、【造林・保育型】の場合、「区分」欄は、地拵え、植栽、下刈りなどの別に読み替えて記入してください。
5 【原木生産型】は「うち県内」の欄は、県内に木材加工施設を有する事業者等への出荷量を記入し、導入・改良機械等の使用による原木生産量又は合計の原木生産量のいずれかが過半を超える計画としてください。
6 【造林・保育型】は「うち県内」の欄は、県内の造林等面積を記入し、導入・改良機械等の使用による造林等面積は県内に限ります。
7 「年間利用日数」の欄は、林業機械の導入後に稼働する年間の日数(計画)を記入してください。

第 3 作業システムの現状及び目標

任意指標	現 状		目 標		効果 (増減量又は増減割合)	事業効果(任意指標の向上)の内容	備考
	数値	単位	数値	単位			

(注) 1 事業の効果として掲げる任意指標は原則、数値を記載してください。
2 任意指標毎に「現状」と「目標」を記載してください。
3 「現状」の「数値」の欄は、直近 3 カ年平均実績 又は 直近の実績を記載してください。
4 「目標」の「数値」の欄は、導入年度の翌年から 3 年後の向上する計画数値を記入してください。
5 指標は少なくとも 1 項目以上を記載してください。
6 労働強度の低減等、効果を数値化できない取り組みについては、取り組みの成果として 1 名以上を新規雇用することで成果とみなします。
(備考欄に「新規雇用〇名を予定」と記入)
7 必要に応じて説明資料(任意様式)を添付してください。

第 4 作業システムの向上例(上記 第 3 の補足説明用:該当する場合に記入してください)

(注) 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)とを対比し記入してください(変更のない箇所は、対比する必要はありません。)

別紙 3 - 4 - 1 ~ 別紙 3 - 4 - 4 【略】

別紙 3 - 4 - 1 ~ 別紙 3 - 4 - 4 【略】